

第3章

区市町村における特別支援教育推進体制の整備

第3章 区市町村における特別支援教育推進体制の整備

1 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制

【現状と課題】

特別支援教育への移行に伴い、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制の整備が急務となっています。

国は、特別支援教育体制を整備するため、平成 18 年に「学校教育法施行規則」の一部改正を行いました。これにより、通級による指導の対象者として学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を加えること、障害の原因や指導法が異なることから「自閉症者」と「情緒障害者」を区別すること、障害の種類や程度に応じて授業時数の弾力化を図ること、などが新たに規定されました。

都においては、国が示す通知（「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」平成 18 年 3 月 31 日付 17 文科初第 1178 号）等に基づき、小・中学校に設置された情緒障害等通級指導学級を中心に、発達障害の児童・生徒に対する教育的な支援を行っています。

しかしながら、現在、情緒障害等通級指導学級の利用者は著しい増加傾向にあります。平成 15 年度に都教育委員会が都内すべての公立小・中学校を対象に実施した調査では、「小・中学校の通常の学級には、特別な支援を必要とする児童・生徒が 4.4%在籍している」との結果を得ました。一方で、平成 21 年度の自閉症・情緒障害学級^a（固定学級）の在籍及び情緒障害等通級指導学級の利用の実態を見ると、いずれかの学級に在籍又は利用する児童・生徒の占める割合は、義務教育段階（公立学校）の児童・生徒全体の 0.6%程度です。

したがって、こうした数値や近年の特別支援教育への理解の進展等に基づけば、発達障害の児童・生徒に対する支援のニーズは、今後も一層高まることが推測されます。第三次実施計画の策定にあたり、都教育委員会が行った障害のある児童・生徒数の将来推計においても、情緒障害等通級指導学級の利用者は、今後、平成 32 年度までに倍増（平成 21 年度比）するという結果を得ています。

【表 8 情緒障害等通級指導学級利用者の推移と推計（単位：人）】

	平成 16 年度 （実績）	平成 21 年度 （実績）	平成 27 年度 （推計）	平成 32 年度 （推計）
小学校	1,458	3,669	6,402	7,161
中学校	373	978	1,615	1,643
計	1,831	4,647	8,017	8,804

こうした状況の中、現在の通級指導学級は、児童・生徒が在籍校を離れて通学する「拠点校方式」を採用しているため、児童・生徒は在籍学級の授業を抜けて通級しなければならない（学習の遅れへの不安）、児童・生徒及び保護者には通学・付添いの負担が生じる、在籍学級の担任と通級指導学級教員の緊密な連携が図りにくい、といった問題点がこれまでも指摘されてきました。また、通級指導学級の場合、週 8 単位時間までという指導時数の上限が定められているため、週 8 単位時間の通級指導では障害による学習又は生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒がおり、そうした児童・生徒がやむを得ず知的障害特別支援学級に入級している場合があるといった課題も浮き彫りになってきています。

発達障害の児童・生徒は、すべての学校・学級に在籍するものと推測されることから、第三次実施

計画においては、情緒障害等通級指導学級等の現状や課題、障害のある児童・生徒数の将来推計、各
区市町村が独自に展開する特別支援教育推進関係施策の状況等を踏まえ、都教育委員会として、区市
町村における特別支援教育の将来展望と体制整備の方針を明らかにし、新たな特別支援教育推進体制
の構築を図る必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 新たな特別支援教育推進体制（重層的な支援体制）整備の基本的な考え方

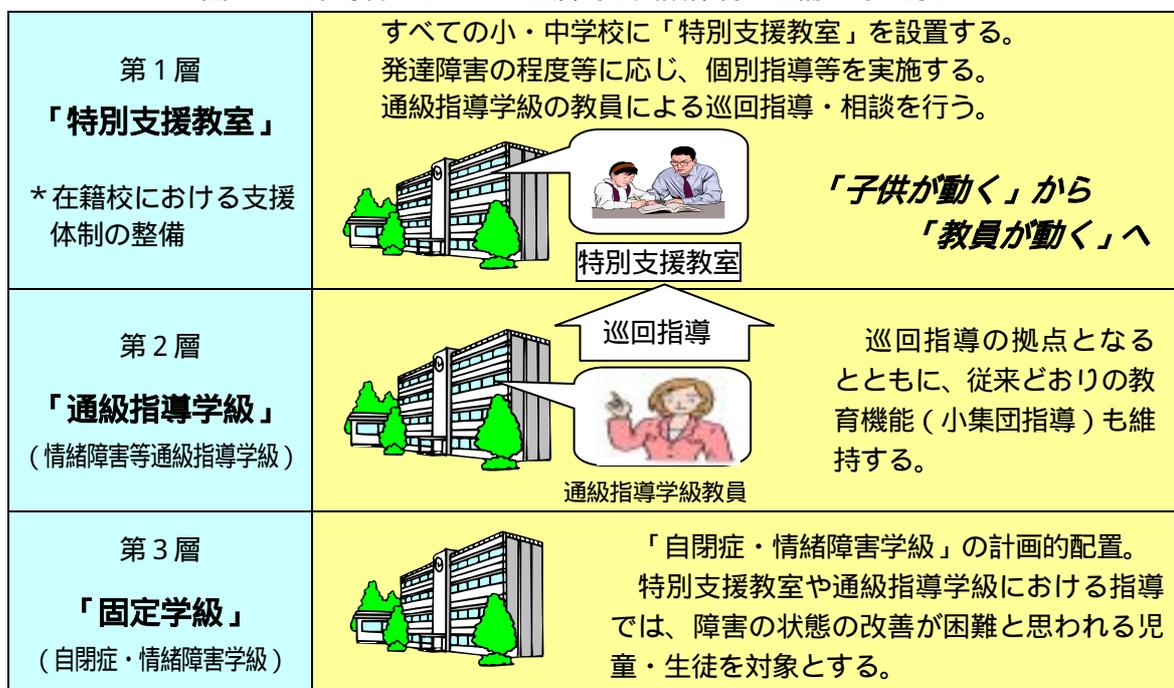
発達障害の児童・生徒の場合、集団生活や対人関係において生じる様々な困難が、本人の自尊
感情の低下、焦燥感の高まり、自信の喪失などにつながり、学校生活への不適応や不登校などの
深刻な二次障害を引き起こすことがあります。

また、発達障害に関する適切な理解や支援の共通理解がないと、周囲の人々もストレスを高め
ることになり、それがいじめやからかい等に波及することも懸念されます。このため、発達障害
の児童・生徒をめぐるのは、本人及び周囲の人々が、対人関係上のトラブルやストレスを生じさ
せないような工夫等を行うことが大切です。

障害の有無にかかわらず、児童・生徒一人一人にとって、将来の自立と社会参加に向けて学級
の存在は極めて重要です。児童・生徒は、学校生活の基礎集団である学級において、集団参加（社
会参加）に必要なルールやマナー、人との関わり方などを学び、社会性をはぐくんでいきます。

発達障害の児童・生徒は、すべての学校・学級に在籍すると推測されます。発達障害の子供達
もやがて社会参加していくことを考慮するならば、在籍学級や在籍校において、適応状態の改善
を図るための教育環境の整備に努めることは、発達障害の児童・生徒やその保護者のみならず、
学級の友達や支援に関わる教員や保護者同士にとっても大きな意義があります。

【図3 区市町村における「重層的な支援体制」整備の考え方】



こうしたことから、第三次実施計画においては、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設
置することによって、在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内
容・方法の充実を図ります。あわせて、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の計画的な配置を進

めることで、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」(図3参照)を確立し、発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学のより一層の推進を図ります。

(2) 特別支援教室、通級指導学級、固定学級それぞれの機能

ア 特別支援教室の機能

特別支援教室は、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶことが可能ですが、より円滑に集団生活に適應していくためには、対人関係のスキル等に関して一部特別な指導(個別指導)を必要とする児童・生徒を主たる対象とします。

現在、情緒障害等通級指導学級を週1～3時間程度利用している児童・生徒の中には、在籍校に設置された特別支援教室で学ぶことによって、通学負担等を心配することなく、学習や生活上の困難の改善を図ることができる児童・生徒がいるものと推測されます。また、週4時間以上の通級指導を受けている児童・生徒であっても、指導内容の一部を特別支援教室において行うことにより、在籍校・在籍学級における適應状態の改善や通学負担の軽減を図ることができるものと考えます。さらに、同一校内に特別支援教室を利用する児童・生徒が複数名在籍する場合には、学習課題が共通する児童・生徒同士で小集団を編成し、グループ指導を行うなどの工夫も可能です。

このように特別支援教室は、現在の通級指導学級を利用している児童・生徒の指導内容の全部又は一部を担う機能や、在籍学級におおむね適應しているが一部特別な指導を必要とする児童・生徒への個別支援を行う機能、通級指導の終了に向けた計画的指導の場としての機能などが期待されます。

イ 通級指導学級の機能(情緒障害等通級指導学級)

特別支援教室の設置に伴い、通級指導学級を設置する学校は2つの機能を有することになります。一つは巡回指導・相談の拠点校としての機能であり、もう一つは従来のように小集団指導を行う拠点校としての機能です。

巡回指導・相談の拠点校としての機能

巡回指導・相談体制の導入により、以下のような教育的効果が期待されます。あわせて、児童・生徒が在籍校の授業を抜けて通級しなければならない不安や、児童・生徒及び保護者に係る通学負担の軽減・解消を図ります。

- ・ 在籍学級での適應課題が把握しやすくなる。
- ・ 本人を取り巻く学習・生活環境を把握しやすくなる。
- ・ 指導目標等を学級担任と共有しやすくなる。
- ・ 学級担任へのアドバイスが行いやすくなる。

小集団指導を実施する拠点校としての機能

発達障害の児童・生徒の場合、人間関係の形成に向けて、他者との関わりや集団参加に関する内容を個別指導計画に基づき、計画的に指導することが極めて重要です。指導に当たっては、集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順や決まりを理解するために、話し合い活動やルールのある遊びや集団活動などの小集団による指導が効果的です。

したがって、発達障害の児童・生徒一人一人の障害の状態や学習課題により、必要な小集団指導を実施できるよう、これまでの通級指導学級の機能を今後も維持します。

ウ 固定学級の機能（自閉症・情緒障害学級）

通級指導学級の場合、国の通知（「学校教育法施行規則の一部改正等について」平成 18 年 3 月 31 日付 17 文科初第 1177 号）により、指導時数は年間 280 単位時間（週 8 単位時間）までとすることが定められています。

しかしながら、発達障害の児童・生徒の中には、通級による指導では学習や生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒がおり、そうした児童・生徒がやむを得ず小・中学校の知的障害特別支援学級に入級したり、都立知的障害特別支援学校の小・中学部に就学するといった現状があることも報告されています。小・中学校の知的障害特別支援学級や都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加には、こうした児童・生徒のための教育の場が十分に整備されていないことも影響しているものと推測されます。

こうした状況を踏まえ、「重層的な支援体制」の整備に当たっては、各区市町村が地域の実情に応じて、自閉症・情緒障害学級の計画的な設置を進めることにより、特別支援教室や通級指導学級では障害による学習又は生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒に対する教育的な支援の充実を図ります。

（３） 在籍校・在籍学級及び区市町村教育委員会の役割

ア 在籍校・在籍学級の役割

発達障害の児童・生徒の大半は、通常の学級での学習におおむね参加できると考えられます。したがって、各学校においては、特別支援教室や通級指導学級の利用、固定学級への転学等を進める前に、在籍校・在籍学級における指導体制や指導内容・方法の工夫や改善について十分に検討する必要があります。

そのためには、学級担任自身が指導力（授業力）の向上に努めることはもとより、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが中心となり、全校的な視点に立って指導体制や支援方策等の全体調整を行う必要があります。具体的には、チーム・ティーチングの実施、学習支援員やボランティア等の活用、スクールカウンセラー^bとの連携、都立特別支援学校のセンター的機能の活用（巡回相談、教員研修等）、外部専門家（心理の専門家等）の活用、などが考えられます。

また、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法や教室環境の整備の工夫は、障害のない児童・生徒にとってもわかりやすく効果的であるといった研究成果が報告されていることなどを踏まえ、まず在籍校・在籍学級において発達障害の児童・生徒と共に学び合うことのできる教育環境の整備に努める必要があります。

在籍校・在籍学級においてこうした教育環境が整ってこそ、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担が明確になり、それぞれがその機能を十分に発揮できると考えます。

イ 区市町村教育委員会の役割

各区市町村教育委員会において、「重層的な支援体制」を十分機能させていくためには、都教育委員会と緊密な連携を図りながら、以下のような体制整備に努める必要があります。

特別支援学級の適正な規模と配置

情緒障害等通級指導学級の利用者の増加に伴い、一部の設置校においては「学級の大規模化」が指摘されています。例えば小学校の場合、平成 22 年度現在 162 校の設置校のうち、

3分の1程度の学校が4学級以上を有しており、6～7学級規模となっている学校もあります。こうした状況を踏まえ、今後、各区市町村教育委員会においては、都教育委員会と緊密な連携を図りながら、第三次実施計画に基づく「重層的な支援体制」の整備に向けて、学級設置校の分散化によって規模と配置の適正化を図ることや、固定学級の適正な配置等について、中・長期的な展望に立った設置計画を策定する必要があります。

教員及び学校の専門性の向上

「重層的な支援体制」を十分に機能させていくためには、教員一人一人が自覚を持って専門性の向上に努めることはもとより、各学校における特別支援教育の推進・充実に向けた校長の適切な理解とリーダーシップが不可欠です。

各区市町村教育委員会においては、小・中学校の校長、副校長、通常の学級の教員等の各職層に応じた特別支援教育研修や授業研究、通級指導学級及び固定学級の教員を対象とした専門的研修・研究など、多様なOJT（校内研修）やOff-JT（校外研修）の機会の確保及び内容の充実に努め、教員及び学校の専門性の向上を図る必要があります。

また、こうした研究・研修の企画・実施には、専門的な知識・技能が必要とされる場合もあるため、各区市町村教育委員会においてはこれまで以上に、都教育委員会や都立特別支援学校（センター校）との連携を強化する必要があります。

（４） 「特別支援教室モデル事業（仮称）」の実施

ア モデル事業の目的・内容・方法

特別支援教室の設置に向けて、第三次実施計画においてモデル事業を実施します。

目的

- ・ 特別支援教室の設置に向けた課題の検証（下記参照）
- ・ 導入に向けた「ガイドライン」の作成

内容（主な検証課題）

- ・ 特別支援教室での指導の対象となる児童・生徒の障害の程度
- ・ 特別支援教室での指導開始・終了等に関する手続の在り方
- ・ 拠点校となる通級指導学級の適正な規模と配置の在り方
- ・ 教員配置と巡回指導・相談体制の在り方
- ・ 巡回指導・相談の実際（指導内容・方法、指導体制等）
- ・ 教室環境及び教材・教具等の整備の在り方
- ・ 巡回指導を担当する教員の専門性の確保の在り方

方法

- ・ 3～4自治体をモデル地区に指定し、課題の検証を行う。
- ・ 小学校を対象に実施する。

中学校については、第三次実施計画期間中に、中学校における情緒障害等通級指導学級の現状及び課題の把握等を十分に行った上で導入計画を検討する。

イ モデル事業の実施計画

モデル事業は、当面は小学校における特別支援教室の設置を想定し、3ヶ年計画で実施します。モデル事業の実施に当たっては、事前に「特別支援教室モデル事業の実施に関する検討委

員会（仮称）」を設置し、モデル事業における検証課題及び検証方法の検討等を行います。

モデル地区は、大規模自治体・中規模自治体・小規模自治体の中から、複数の自治体を指定します。また、モデル事業の実施期間中は、「特別支援教室モデル事業検証委員会（仮称）」を設置して進行管理を行うとともに、学識経験者や外部有識者等による事業評価（第三者評価）、ガイドラインの作成などをあわせて行います。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
特別支援教室 モデル事業（仮称）		特別支援教室モデル事業の実施に関する検証委員会（仮称）	モデル事業（1年次）	モデル事業（2年次）	26年度 モデル事業（3年次） *ガイドライン作成
		モデル地区公募	特別支援教室モデル事業検証委員会（仮称）	26年度まで	27年度 ガイドライン周知 28年度 順次導入 *小学校から

2 特別支援学級の教育内容・方法の充実

【現状と課題】

（1） 「重層的な支援体制」の整備に向けた教育課程の研究・開発

現在、都における発達障害の児童・生徒に対する教育的な支援は、主として情緒障害等通級指導学級において行われており、自閉症・情緒障害学級（固定学級）の設置はあまり進んでいません。これは、都教育委員会が、関係法令改正以前の情緒障害者（当時）の教育については、「原則として通級指導によって対応する」という方針を従前より示してきたことによるものです。そのため、小・中学校における自閉症・情緒障害学級の教育課程についても、実践研究の積み重ねはいまだ十分とは言えません。

【表9 自閉症・情緒障害学級及び情緒障害等通級指導学級の設置状況（平成22年度）】

	自閉症・情緒障害学級	情緒障害等通級指導学級
小学校	15校（28学級）	162校（487学級）
中学校	11校（18学級）	73校（144学級）

しかしながら、第三次実施計画で示している「重層的な支援体制」においては、通級指導では学習や生活上の困難の改善が難しい発達障害の児童・生徒に対する教育内容・方法の充実を図り、発達障害の児童・生徒の適切な就学を推進するためにも、自閉症・情緒障害学級の計画的な配置は極めて重要な位置付けにあります。

区市町村における新たな特別支援教育推進体制の整備を支えるためには、自閉症・情緒障害学級の現状と課題等を踏まえた教育課程の研究・開発が不可欠です。また、巡回指導・相談体制の導入を視野に入れ、第二次実施計画における「通級指導学級の担当教員による巡回指導のモデル

事業」の成果や課題を参考に、情緒障害等通級指導学級における教育課程の実践的研究もあわせて進めることにより、区市町村における体制整備を円滑に行っていく必要があります。

(2) 知的障害特別支援学級の教育内容・方法

各区市町村においては、情緒障害等通級指導学級のみならず、知的障害特別支援学級の在籍者も増加傾向にあります。

また、在籍者の増加が学級増・教員増につながり、小・中学校の知的障害特別支援学級においては経験の少ない若手教員が増加する傾向にあります。その一方で、教員の大量退職時代を迎え、指導力のあるベテラン教員が減少しており、学級内における OJT 体制を構築することが難しい状況にあります。

小・中学校の知的障害特別支援学級においては、今後とも児童・生徒の増加に伴って若手教員が占める割合が高くなっていくことが予想されます。各区市町村においては、発達障害の児童・生徒に対する指導の専門性の向上のみならず、知的障害の児童・生徒に対する指導の専門性の向上も極めて緊急性の高い課題であり、都教育委員会としても具体的な支援方を検討していく必要があります。

【表 10 知的障害特別支援学級在籍者数の推移と推計（単位：人）】

	平成 16 年度 (実績)	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)
小学校	3,152	4,472	5,369	5,618
中学校	1,703	2,668	3,213	3,324
計	4,855	7,140	8,582	8,942

(3) 交流及び共同学習の推進

平成 20 年 3 月に告示された幼稚園教育要領、小・中学校の学習指導要領では、「交流及び共同学習の推進」が示されました。障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習を計画的・組織的に推進していくことは、障害のある児童・生徒の理解推進や共生社会の実現に向けて大きな意義があります。

小・中学校においては現在も、一部の教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が、共に学び活動する取組が行われています。

今後は、こうした取組に関する情報を全都的に共有することにより、学校や地域の実情に応じた特色のある教育実践を一層充実させていく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 自閉症・情緒障害学級の教育課程の研究・開発

区市町村における「重層的な支援体制」の整備に向けて、自閉症・情緒障害学級の計画的な設置が円滑に進むよう、教育課程の研究・開発を行います。

既に設置されている小・中学校の自閉症・情緒障害学級をモデル校に指定し、発達障害の児童・生徒に応じた教育課程の編成・実施について研究・開発を行うとともに、指導書（小学校版、中学校版）の作成を行います。

具体的には、学識経験者等を構成員に加えた検討委員会を設置して事業の進行管理・評価を行い、モデル校においては外部専門家の指導・助言を受けながら授業改善を進め、検討結果を指導書としてまとめます。また、発達検査講習会等を実施することなどにより、学級担任の専門性の

向上に努めます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
「自閉症・情緒障害学級」の教育課程の研究・開発		検討委員会		→	成果普及
		モデル校指定 (計2地区)	拡充	拡充	
				指導書作成	
			発達検査講習会	→	

(2) 情緒障害等通級指導学級の教育課程の研究・開発

特別支援教室構想の実施に向けては、情緒障害等通級指導学級の機能の明確化と教育内容・方法の充実が求められます。

現在の情緒障害等通級指導学級では、発達障害の児童・生徒のソーシャルスキル⁶の習得に向けた指導の研究・開発は比較的活発に行われてきていますが、例えば、読み・書きに障害がある児童・生徒に対する指導内容・方法は、今後の実践研究の充実が期待されるところです。

本事業においては、情緒障害等通級指導学級を利用している児童・生徒の教科学習の補充指導等に関する実践研究を行い、特別支援教室における巡回指導や通常の学級における学習指導にも活かすことのできる指導内容・方法の研究・開発を行います。

事業の実施に当たっては、学識経験者等を構成員に加えた検討委員会を設置して事業の進行管理・評価を行い、モデル校においては外部専門家の指導・助言を受けながら授業改善を進め、検討結果を指導書にまとめます。また、発達検査講習会等を実施することなどにより、学級担任の専門性の向上に努めます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
「情緒障害等通級指導学級」の教育課程の研究・開発		検討委員会		→	成果普及
		モデル校指定 (計2地区)	拡充	拡充	
				指導書作成	
			発達検査講習会	→	

(3) 知的障害特別支援学級の教育内容・方法の充実

小・中学校に設置された特別支援学級の中で、設置校数及び学級数、在籍者数が最も多いのは知的障害特別支援学級です。

知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒は学習上又は生活上の困難の程度が様々であり、

発達障害を併せ有する児童・生徒の入級も増加していることから、指導に当たっては、児童・生徒一人一人の特性や指導課題に応じた多様な教育的対応が求められています。

また、都立知的障害特別支援学校小・中学部への転学が年間 80 件程度あることや、都立知的障害特別支援学校高等部在籍者の 70%程度は公立中学校の特別支援学級や通常の学級の卒業生が占めていることなどから、特別支援学級と都立特別支援学校が緊密な連携を図りながら教育内容・方法の充実を図っていくことは、知的障害のある児童・生徒の自立と社会参加を支援するためにも極めて重要です。

こうした状況を踏まえ、第三次実施計画では、都立知的障害特別支援学校（センター校）の中から複数校を指定し、「特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクト（仮称）」を実施します。本事業では、授業研究を中心とした教員間の交流を行うことにより、教員の専門性の向上と教育内容・方法の充実を図ります。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26年度～
特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクト（仮称）		モデル事業実施 （1年次）	モデル事業実施 （2年次）	成果普及	→

（４） 交流及び共同学習の推進

平成 20 年 3 月、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が告示されました（高等学校は平成 21 年 3 月）。その中で、例えば小学校学習指導要領総則では、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の中に、「小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」と示されています。

小・中学校における特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の授業交流や、特別支援学校との学校間交流、あるいは副籍制度による交流及び共同学習等は、障害のある児童・生徒の理解推進に向けて大きな意義があります。

第三次実施計画では、現在、各学校で実施されている特色のある交流及び共同学習の取組についての情報等の共有を図るとともに、実践報告会や研修会の実施などを通して、指導事例等を共有できる方策の充実に努めます。

3 区市町村における特別支援教育推進体制整備への支援

【現状及び課題】

（１） 個別指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用

下記の表 11 は、幼稚園、小・中学校それぞれにおける個別指導計画及び個別の教育支援計画の作成状況を示したものです。

【表 11 個別指導計画及び個別の教育支援計画の作成状況（平成 21 年度）】

	幼稚園	小学校	中学校
個別指導計画	59%	87%	70%
個別の教育支援計画	37%	55%	46%

特別支援教育体制の整備においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内（園内）委員会の設置に加えて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の個別指導計画や個別の教育支援計画を作成し、適切な指導と必要な支援の実施に向けて十分に活用していくことが大切です。

今後は、発達障害の幼児・児童・生徒がすべての教育の場に在籍していることを前提に、小・中学校の特別支援学級のみならず、通常の学級においても個別指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用を進める必要があります。特に、個別の教育支援計画については、進級や進学といったステージの節目をつなぐ移行支援のツールとして有効に活用できるよう、機能の強化を図っていく必要があります。

（２） 特別な支援を必要とする子供の早期からの支援

現在、各区市町村においては、発達障害の子供の早期発見・早期支援の重要性を考慮して、発達・発育相談の実施や幼稚園・保育所等への専門職の派遣、保育者・保護者向けの学習会の実施など、様々な取組が行われています。

都においても、国の委嘱による「発達障害者支援モデル事業」や「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」等が行われ、教育、福祉、医療、保健、労働等の幅広い分野間の連携を含む支援体制整備の在り方が検討されています。

こうした中、第二次実施計画においても、発達障害を含む障害のある乳幼児の早期支援のために、あきる野市教育委員会の協力を得て「特別な支援を必要とする子供に対する関係機関の早期支援の連携モデル事業」を実施しました。

今後、都においては「東京都広域特別支援連携協議会（就学支援部会）」（P81 参照）を活用するなどして、都教育委員会や福祉保健局等との連携の下に関連事業の成果普及等に努めるとともに、各区市町村においてはモデル事業の内容等を踏まえ、域内の幼稚園や保育所における支援体制の整備に努める必要があります。

（３） 都立特別支援学校のセンター的機能を活用した地域支援

特別支援学校のセンター的機能については、平成 19 年の「学校教育法」の改正において、幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言又は援助を行うよう努めることが規定されました。

都においてはこれまでも、第一次実施計画における「エリア・ネットワーク」構想に基づくセンター校の指定等により、都立特別支援学校と地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等との連携強化に努めてきたところです。

各学校における取組の状況（平成 21 年度）は以下に示すとおりであり、各都立特別支援学校への期待が高いことがわかります。

【表 12 センター的機能の取組の実際（平成 21 年度）】

内 容	のべ件数
教員や学校からの相談への対応 指導・支援についての相談・助言 就学や転学等についての相談・助言 障害の状況などの実態把握・評価等	3,616
本人や保護者からの相談への対応 就学や転学等についての相談・助言 子供との接し方等への相談・助言等	7,261

今後は、地域のニーズをよりの確に把握した助言や援助に努めるとともに、個別指導計画や個別の教育支援計画を作成・活用した適切な指導と必要な支援の実施に向けて、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校等の専門性の向上を目指した支援を充実させる必要があります。

(4) 適切な就学の推進に向けた都と区市町村の連携体制の整備

都教育委員会では、第一次・第二次実施計画において、乳幼児期の成長・発達の様子や支援の手立て等を学齢期につなぐ「就学支援シート」の開発と普及に努めてきました。「就学支援シート」は、平成 19 年度より全都で導入を開始しています。

また、平成 20・21 年度には、東村山市教育委員会と清瀬市教育委員会の協力を得て、「就学時健康診断の在り方に関する調査研究事業」を実施し、発達障害の子供の適切かつ円滑な就学に向けた健診・相談体制についてモデルを示してきました。

現在、国においては、中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会において、就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革などについて検討が進められています。今後は、こうした国の動向等を注視しながら、幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類や程度に応じた適切な就学の在り方やシステムについて、都教育委員会として考え方や方向性を明確に示し、区市町村教育委員会との連携・協力による就学相談の充実等に努めていく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 個別指導計画、個別の教育支援計画に基づく支援の充実

幼稚園や小・中学校の通常の学級も含め、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する個に応じた指導を充実するため、幼稚園や小・中学校の教員を対象とした講習会・研修会の更なる充実に努めます。

また、進級や進学といったステージの節目をつなぐ移行支援のツールとして個別の教育支援計画を有効に活用できるよう、書式の再検討も含めて実践的な研究を行うとともに、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した研究・普及に努めます。

項 目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26～28 年度
個別指導計画、個別の教育支援計画の充実(幼稚園、小・中学校等)	検討委員会			→	
	講習会の開催及び指導資料の作成・配布	充実	研究・開発	→	普及・拡大

(2) 特別な支援を必要とする子供の早期からの支援

ア 「早期連携・早期支援の充実に関するモデル事業(仮称)」の実施

都教育委員会では、発達障害の子供の早期発見・早期支援の重要性を考慮し、第二次実施計画において「特別な支援を必要とする子供に対する関係機関の早期支援の連携モデル事業」や「就学時健康診断の在り方に関する調査研究」を実施してきました。こうした事業の成果として、「早期発見・早期支援のための4つの柱」や就学時健康診断の検査内容及び実施方法・体制

の見直し等が効果的であることを示してきたところです。

そこで、第三次実施計画ではこれまで実施してきたモデル事業の成果を踏まえ、教育、福祉、医療、保健等の連携による、早期発見から円滑な就学につなげる一連の支援体制の構築に関するモデル事業を実施するなどして、区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備の充実に努めていきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
早期連携・早期支援の充実に係るモデル事業の実施	* 第二次実施計画に基づくモデル事業の実施	実施		→	成果普及

イ 「東京都広域特別支援連携協議会（就学支援部会）」の実施

全都的な視野に立って、特別な支援を必要とする子供やその保護者への乳幼児期から学校卒業後までの支援体制の整備に努めることができるよう、都教育委員会、福祉保健局、生活文化局等の連携による「東京都広域特別支援連携協議会（就学支援部会）」を実施します。

同協議会においてはこれまでも、早期連携・早期支援に関するモデル事業の実施における課題の整理や、各局が実施するモデル事業の進ちょく状況や諸施策等に関する情報交換等を行い連携に努めてきました。

都教育委員会としては、第三次実施計画においても、モデル事業の実施等に関連させて「東京都広域特別支援連携協議会（就学支援）」を主催し、関係部局間のより一層の連携に努めていきます。

（３） 都立特別支援学校のセンター的機能を活かした地域支援

ア 都立特別支援学校における乳幼児相談（早期教育相談）の充実

都教育委員会では、今後とも、幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校を地域の早期教育相談の拠点として整備・充実に努めるとともに、保護者・都民への周知を積極的に進めていきます。また、区市町村教育委員会とも緊密な連携を図り、適切な就学に向けた支援の充実に努めます。

視覚障害特別支援学校における乳幼児相談（早期教育相談）の充実

視覚障害のある乳幼児に対し、触察経験等を豊かにする教育的支援や、保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等を適時・適切に実施することは、その後の成長・発達や社会性の獲得に大きく影響します。

しかし、都内全域には、視覚障害のある乳幼児に対しての十分な支援を行うことのできる療育機関が少ないことから、幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校が地域の相談・支援の拠点機能を担うべく、早期教育相談体制の更なる整備・充実に努めます。

聴覚障害特別支援学校における乳幼児相談（早期教育相談）の充実

聴覚障害のある乳幼児に対し、多様なコミュニケーション手段の習得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援、補聴器の管理指導等を適時・適切

に実施することは、その後の言語能力の伸長や社会性の獲得に大きく影響します。

しかし、都内全域には、聴覚障害のある乳幼児に対して十分な支援を行うことのできる療育機関が少ないことから、幼稚部を設置する都立聴覚障害特別支援学校が地域の相談・支援の拠点機能を担うべく、早期教育相談体制の更なる整備・充実を図ります。

また、小・中学校に設置された難聴通級指導学級とも連携を図りながら、聴覚に障害のある児童・生徒の早期支援、就学支援、就学後の支援等を行っていきます。

イ 都立特別支援学校への通級による指導の実施

第一次・第二次実施計画を通じて、小・中学校の通常の学級に在籍する視覚障害又は聴覚障害のある児童・生徒を対象とした都立特別支援学校への通級による指導の教育課程の研究・開発を行い、平成 20 年度より、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校への通級による指導を開始しました。

第三次実施計画においても、引き続き都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校への通級による指導のシステムを継続するとともに、必要に応じて、都立特別支援学校のセンター的機能の一環として小・中学校への巡回相談をあわせて実施し、小・中学校の通常の学級に在籍する弱視児や難聴児への支援を行っていきます。

(4) 適切な就学の推進に向けた都と区市町村の連携体制の整備

ア 適切な就学を推進する都立特別支援学校の教育相談機能の充実

障害のある児童・生徒の就学に関する実施主体は区市町村にありますが、障害のある児童・生徒一人一人の適切な就学を推進するためには、地域の都立特別支援学校との緊密な連携が不可欠です。都立特別支援学校の教育内容・方法及び将来の自立と社会参加に向けた成長・発達の様子や見通し等について、保護者に対する的確かつ適切な説明や理解啓発を行い、障害のある児童・生徒一人一人のより良い就学先を保護者ととも考えていく上で、都立特別支援学校が果たす役割は大きなものがあります。

こうした点を踏まえ、第三次実施計画では、障害のある子供の就学を控えた保護者のより深い理解と納得の得られる就学相談を実施するために、区市町村教育委員会との緊密な連携に基づく就学相談の在り方について、モデル事業を通じて示していきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
適切な就学を推進する都立特別支援学校の教育相談機能の充実		区市町村との連携による就学相談充実事業の実施		→	成果普及

イ 都における「就学支援ガイドライン(仮称)」の作成

現在、国においては、中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会において、就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革等に関する検討が進められています。都教育委員会ではこれまでも、障害のある児童・生徒一人一人に応じた適切な教育を保障することを基本理念に、保護者のより深い理解と納得が得られる就学相談を行うことを基本方針としてきました。

今後は、国の動向等にも注視しながらも、都教育委員会として児童・生徒一人一人の障害の

種類や程度、発達の状態及び個々の教育内容・方法に基づく適切な就学を進めることを大切に
していく考えです。

第三次実施計画においては、適切な就学を推進するために必要な早期相談・支援体制の整備
の在り方や、就学期における移行支援の在り方、都立特別支援学校との連携の在り方など、区
市町村の就学相談体制の整備に向けた「就学支援ガイドライン(仮称)」を作成し、各区市町村
の判断と責任に基づく適切な就学相談の実施を支援していきます。

ウ 都立知的障害特別支援学校高等部の入学相談システムの改善

知的障害のある生徒の職業的自立を図るためには、新たな高等部職業学科の設置に伴い、こ
れまで以上に普通科と職業学科の役割分担を明確にした学習指導や就労支援等の推進が重要と
なります。このことは中学校における進路指導の改善・充実とも密接に関わることであり、今
後は、地域の中学校と高等部設置校のより緊密な連携が重要になります。

こうしたことから、第三次実施計画では、「都立知的障害特別支援学校高等部職業学科の設置
に関する検討委員会(仮称)」の中で、中学校との緊密な連携の下に個に応じた移行支援(進路
指導)を適切に進めることのできる入学相談の在り方について検討を行います。

具体的には、今後の都立知的障害特別支援学校高等部職業学科の増設等を踏まえ、個別の教
育支援計画を活用した事前相談・入学相談の在り方等について検討を行い、都立知的障害特別
支援学校高等部の入学相談システムの改善を図ります。

(5) 東京都教職員研修センターによる支援の実施

東京都教職員研修センターでは、教育情報の提供として、研究・研修に関する情報の収集・発
信等を行うとともに、「授業研究ヘルプデスク」⁹を開設し、授業力向上を目指す教員や学校を対
象に、電話、ファクシミリ及びEメールによる相談対応や資料提供を行っています。

今後は、東京都特別支援教育推進室等と連携を図りながら、特別支援教育や発達障害の児童・
生徒に対する指導内容や方法の工夫・開発等に関する相談対応や教育情報の提供を充実させてい
きます。

(6) 東京都教育相談センターにおける相談事業の充実

ア 発達障害の児童・生徒への相談の充実

発達障害等による集団への不適応や学業不振など、発達障害の児童・生徒の不安や悩みの軽
減・解消等を図るための電話相談や来所相談事業の充実を図ります。

また、不登校生徒や中退者支援である「青少年リスタートプレイス事業」における相談の中
にも、発達障害に関するものもあります。このような機会も一層充実させ、相談事業の充実を
図ります。

イ 学校教育相談の充実

発達障害の児童・生徒の理解、事例への対応などについて、教職員等からの相談を受け、学
校教育相談の充実を図ります。また、学校や区市町村教育委員会からの要請に応じ、指導主事⁹
や心理の専門家等を研修会や事例検討会へ派遣するなど、学校等への支援の充実を図ります。

(7) 東京都特別支援教育推進室による支援の実施

東京都特別支援教育推進室では、特別支援教育に関する指導資料、専門図書、DVD等の関

覧・貸出、 就学相談担当者研修会の実施、 幼稚園教員を対象とした就学相談研修の実施、
発達検査器具の貸出、 医療、心理等の専門家の派遣による就学相談支援、 ホームページを
活用した情報提供などを通じて、 区市町村における特別支援教育推進体制の整備を支援してい
きます。

^a 自閉症・情緒障害学級

正式には、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という。以下の児童・生徒を対象とする固定制の学級のこと。
自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

^b スクールカウンセラー

東京都教育委員会が選考の上で任用する（他に区市町村教育委員会が独自に任用することもある）児童・生徒の臨床心理に関し
て専門性を有する臨床心理士。

^c ソーシャルスキル

平成 22 年度より、知的障害特別支援学校小学部・中学部で実施している自閉症の教育課程の中の「社会性の学習」の指導内容の
一つである。社会性の学習では、ソーシャルスキルに関する内容として、「役割のある行動」、「社会的マナーに関する行動」、「ルー
ルの理解と具体的行動」の 3 つの内容がある。

^d 入学相談

都教育委員会では、都立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者の募集について、「入学選抜」ではなく、「入学相談」という用
語を用いている。これは、志願者の障害の状態や教育ニーズ等を的確に把握するとともに、将来の自立と社会参加を見通した相談を
行い、障害の状態等に応じた最も適切な入学先を決定することが重要であるという考えによるものである。

^e 授業研究ヘルプデスク

授業力の向上を目指す学校や教員を対象に、授業づくりのための電話、ファクシミリ、Eメールによる相談への対応や資料提供研
究に関わる情報の収集と発信を行っている。

^f 青少年リスタートプレイス事業

都立高等学校を中途退学した生徒とその保護者を対象に、進路変更などに伴う情報提供等の相談を行い、学校復帰及び就労を支援
している。

^g 指導主事

指導主事は、教育課程や学習指導など学校の教育活動に対して指導・助言を行い、都や区市町村における教育課題の解決のために
施策を企画立案するなどの役割を担う。一定年数の学校（教員）経験のあるエキスパートとして、都及び区市町村教育委員会に配置
されている。